平成26年度 下半期の **予算執行状況をお知らせします**

【問い合わせ】財政課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811

業会

資本的収支

1億

400 万円

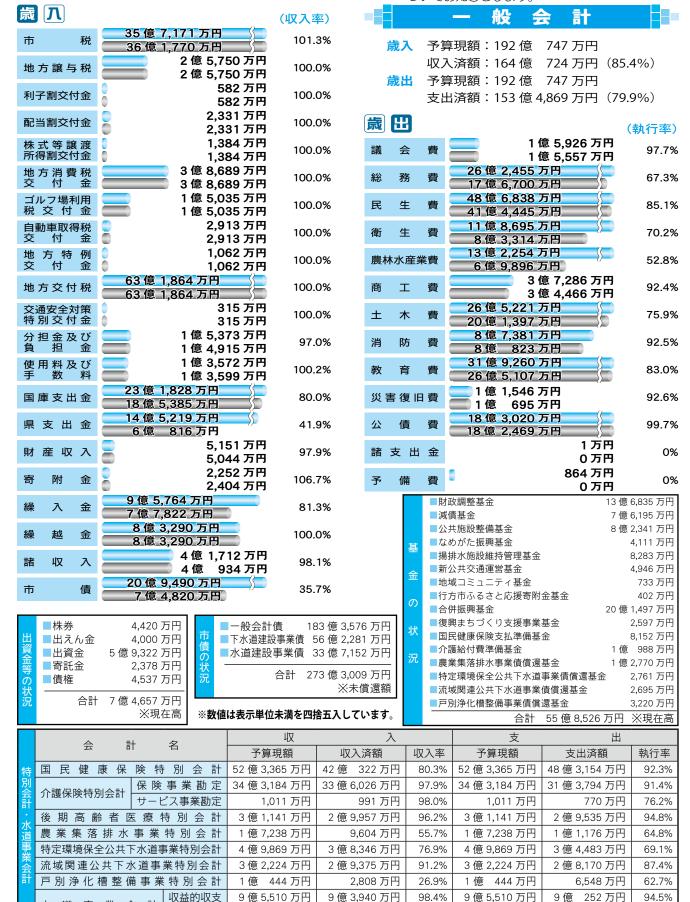
8,550 万円

82.2%

4億9,960万円

市では、市の財政がどのように運営されている かを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執 行状況のあらましについて年2回公表しています。 今回は平成27年3月31日現在の執行状況に

ついてお知らせします。



82.4%

4億1,146万円

行方市市制施行 10 周年記念プレミアム商品券の発行について

■共通券見本 (実際の色は金色)



■指定券見本(実際の色は銀色)



○商品券の発行概要

(1) 商品券名 「行方市市制施行 10 周年記念プレミアム商品券」

(2) 発 行 者 行方市商工会

(3) 発行総額 360,000,000 円 (正味価格 300,000,000 円 + プレミアム 60,000,000 円) (4) 発行内容 1 冊 12 枚綴り (1,000 円券× 12 枚、12,000 円分)を 10,000 円で販売

(5) 発行部数 30,000 冊

(6) プレミアム率 20%

(7) 購入限度額 1人あたり5万円(5冊)まで(市内・市外どなたでも購入可能)

*代理購入は、同居の家族のみ可能。ただし、代理購入は3人分(15冊)までとする。

(8) 利用割合 商品券 1 セット(12 枚) に対し

①大型店と一般店両方で利用できるもの 共通券 10 枚 ②一般店のみで利用できる(大型店不可) 指定券 2 枚

(※大型店・・・・売り場面積 1,000㎡以上の店舗)

(9) 使用期間 平成27年7月4日(土) から平成27年12月31日(木) まで

○商品券の販売

販 売 日	販 売 時 間	販 売 場 所
7月4日(土)・5日(日)	9:00~16:00	行方市役所(麻生・北浦・玉造庁舎)
7月6日(月)~7月10日(金)	9:00~16:00	行方市商工会
7月11日(土)・7月12日(日)	9:00~16:00	行方市役所(麻生・北浦・玉造庁舎)

※売り切れ次第販売終了とします。

【問い合わせ】行方市商工会(行方市麻生 1222-1 🕾 0299-72-0520)

子育て家庭応援・シニア応援

子どものいる世帯やシニア(65歳以上)の方には、プレミアム商品券の特別割引があります。

いばらき Kids Club カード※ 1、いばらきシニアカード※ 2 をお持ちの方は、カードの提示により 1 回 1 冊のみ 2,000 円の割引で商品券を購入できます(1 冊 12 枚綴り(1,000 円券× 12 枚、12,000 円分)を 8,000 円で販売。 限定 3,900 冊)。 販売上限 5 冊には含まれません。 数に限りがありますので、予定数に達した場合には販売を終了 させていただきますのでご了承ください。 詳しくはこども福祉課及び介護福祉課までお問い合わせください。

※ 1 いばらき Kids Club カード

県内に在住する妊娠中の方や 18 歳未満の子どものいる家庭を「いばらき kids Club」会員とし、県(市町村)が配付する「いばらき Kids Club」カードを、カード協賛店舗等で提示すると、料金割引や粗品進呈等、協賛店舗等が独自に設定した優待サービスが受けられるという制度です。

カードは、各庁舎総合窓口及びこ ども福祉課で受けることができま す。詳しくはこども福祉課まで。



※2 いばらきシニアカード

県内の 65 歳以上の高齢者が、カード協賛店舗において、「いばらきシニアカード(優待カード)」を提示することにより、割引やポイント加算等の優遇の特典が受けられる制度です。

カードは、各庁舎総合窓口及び介護福祉課で受けることが

できます。詳しくは介護福祉課まで。

Oいは5きシニアカード

【問い合わせ】

■プレミアム商品券の販売 ■カードの交付について

こども福祉課子育て支援グループ(玉造庁舎)·介護福祉課高齢福祉グループ(玉造庁舎) **☎**0299-55-0111

■各カードの仕組みについて

「いばらき Kids Club カード」 茨城県子ども家庭課少子化対策室 **☎** 029-301-3261 「いばらきシニアカード」 茨城県長寿福祉課長寿企画・援護担当 **☎** 029-301-3326

児童手当と子育て世帯臨時特例給付金について

【問い合わせ】こども福祉課(玉造庁舎)TEL 0299-55-0111

◆児童手当の額

中学生

【児童手当の現況届提出について】

現況届とは、児童手当を引き続き受給する要件がある かどうか確認するものです。

現況届の用紙は6月中旬に郵送しますので、6月1日 現在の状況の記入をお願いいたします。

なお、現況届を提出しないと6月分以降の児童手当の 支払いは受けられませんので、ご注意ください。

○申告期間 6月15日(月)~30日(火) ※土・日を除く。

▼ 70至3 □ 0 版						
児童の年齢	児童手当 (1人あたり月額)	特例給付 (1人あたり月額)				
3歳未満	15,000 円					
3歳以上 小学校修了前 (第1子~第2子)	10,000円	5,000 円				
3歳以上 第3子以降	15,000 円					

10,000 円

【子育て世帯臨時特例給付金について】

消費税率の引き上げ影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

- ○支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給される方(特例給付受給者は対象外)
- ○対象児童 支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童
- ○支 給 額 対象児童 1 人につき 3,000 円
- ○基準日 平成27年5月31日 ※なお、公務員の方も基準日時点で住民票が行方市にある方が 対象です。

○申請方法

児童手当現況届の申請書の下部に子育て世帯臨時特例給付金の申請欄を設けてあります。

給付金の申請欄にも氏名と押印が必要です。記入例も同封しておりますので、書き方に沿って記入をお願いいたします。

○給付金の受取方法

児童手当の振り込みに指定している口座に振り込まれます(10月中旬頃を予定)。申請が遅れますと振り込みも遅れることがありますのでご了承ください。

児童手当とは異なる口座への振り込みを希望するときは、申請書裏面に必要事項を記入し、振り込みを希望する口座情報のコピーと本人確認書類も必要となります(口座は受給者名義口座のみ有効)。

○ご注意

原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

○申請書提出先 こども福祉課 (玉造庁舎)、総合窓口室 (麻生庁舎・北浦庁舎)

受付時間: 平日 午前 8 時 30 分~正午 / 午後 1 時~午後 5 時 15 分

郵送の場合: 〒 311-3512 行方市玉造甲 404 番地 行方市役所玉造庁舎 こども福祉課 あて



育指導員夏季臨時指導 放課後児童クラブ・降園後保

こども福祉課(玉造庁舎 **3**0299 (55) 0 1 3 0

らどなたでもできます。 たりするもので、子どもの好きな方な 安心安全に見守り、一緒に遊んであげ 指導員さんを募集します。お子さんを 夏休み中の放課後児童クラブ等の

募集内容

の指導員 放課後児童クラブ等の夏季休業中

応募資格

成に熱意があり、

高卒以上の方

健康で元気があり、子どもの健全育

びを中心とする保育及び安全の確保 子どもたちへの生活全般の指導、 遊

雇用期間

21日~8月31日 小学校・幼稚園の夏季休業中 (7月

勤務日数

8月12日~16日 週4~5日程度 (休業日:土日及び

ト制 午前7時45分~午後6時30分(シフ

時 給 774円(交通費別途支給)

募集人員 10名程度

用

採

ます。 ださい。後日、 します。 電話等でこども福祉課までご連絡く 面接時に履歴書が必要となり 面接を経て採用を決定

申込期間

6月1日 月 ~ 6 月 26 日 金

とりあえず降格」 は違法です ストップ! 「妊娠したから解雇」「育休者は マタハラ

次城労働局雇用均等室

3029 (224) 6288

業法で禁止されています。 男女雇用機会均等法及び育児・介護休 ティハラスメント」、「マタハラ」)は、 不利益な取り扱い(いわゆる「マタニ とする、 妊娠・出産・産休・育休などを理由 解雇・雇い止め・降格などの

3 1 いずれでもご相談できます。茨城労働 9-224-6288) まで じて解決策のアドバイスを行います。 関する情報提供のほか、相談内容に応 雇用均等室(水戸市宮町1 茨城労働局雇用均等室では、 ご相談は無料。 茨城労働総合庁舎6階 電話・来室・手紙、 法律に **8**0 2 8

平成27年度労働保険 年度更新の申告・納付について

茨城労働局労働保険徴収室 **3** 029 (224) 6213

○労働保険 ご利用ください。 間は、 告書受理相談会、 なります。 6月1日から7月10日までと 申告の際は、 年度更新の申告・納付期 コールセンターを 年度更新申

○平成27年4月1日より労災保険率が 改正されました。

○労働保険料の納付については、 続して口座振替により納付ができ 続きを一度行えば、 振替制度をご利用ください。 納期限も延長されます。 翌年度以降も継 申請手 口座

納付日

納付日工座振替	場合 利用無の を振替	納期
 9 月 7 日	7 月 10 日	第 1 期
11 月 16 日	11 月 2 日	第2期
 2 月 15 日	2 月 1 日	第3期

※詳しくは、 業安定所にお問い合わせください。 室又は各労働基準監督署・各公共職 茨城労働局労働保険徴収

有害鳥獣 (イノシシ) の 捕獲について

友会によって捕獲されました】 、平成26年度は57頭のイノシシが猟

ください。 ています。 を仕掛け、 市内全域の山林に『くくりわな』 激したりしないよう十分注意して な場所に退避して、イノシシを刺 決して目を合わせず、すぐに安全 ともありますのでご容赦ください。 防止するため、猟友会に依頼して イノシシが出没する山林に入るこ イノシシによる農作物への被害を 行方市鳥獣被害対策協議会では、 イノシシを目撃した場合には、 わなを仕掛けるため、 イノシシの捕獲を行っ

かないでください。 シシを発見した場合は絶対に近づ また、わなに掛かっているイノ

て田畑に出現します。 ※イノシシは餌を求め うにしましょう。 るものは放置しないよ 作物残さなどの餌とな

【問い合わせ】

行方市鳥獸被害対策協議会 水産課内) (農林

30291 - 35 - 2111

食生活改善推進員

養成講座のご案内

0291 (34) 6200 は康増進課 (北浦保健センター内)

を深め、より良食に関する知識進員協議会は、



す。自分や家族のため、地域の為に楽に広めるボランティア活動をしていまい食習慣を地域

しく参加してみませんか。

期 日

(月) ※全5回 (月) ※全5回

時 間

ります)午後1時(期日により異な

主な内容

運動の実技等食の基礎知識・生活習慣病の概要・

所 北浦保健センター

対象者

に居住されている方行方市に住民登録されている方で現

募集人員 25名 (先着)

参加費 無料

申込締切 7月10日 (金) ※定員にな

り次第締切

申込先

★10.20
健康増進課(北浦保健センター内)

促進を目的とした活動を行います。時の試食提供、食育教室など、普及時の試食提供、食育教室など、普及

平成7年度サマースクール

参加者募集

講座内容

参加費無料! ムなどをして2日間楽しく遊びます。 外国語指導助手と簡単な英語でゲー

定 員 各会場先着30名(小学生)

会場と期日

玉造公民館 7月25日(土)·26日(日)北浦公民館 7月25日(木)·24日(金)

日(火)までにお申し込みください。 **応募方法** 各公民館へ電話等で6月30 時 間 午後1時30分~午後3時30分

申込先

玉造公民館 **2**0299-55-0171 北浦公民館 **2**0299-72-1573

利子補給制度について被災住宅復興支援のための

☎ 0299 (55) 0111
都市建設課(玉造庁舎)

【利子補給金限度額】

融資残高より算出する)年利2.0%に相当する額(毎月の

【利子補給対象融資限度額】

住宅復旧のみ: 640万円

・宅地復旧のみ : 390万円

住宅復旧及び宅地復旧

: 1, 030万円

【利子補給期間

5年以内) おおり (ただし、無利子期間・利子支払猶予 利子の支払い開始日から5年以内

【対象者】 毎年1回(2月予定)

有する方(ただし、被災住宅を解体又は復旧を必要とする被災宅地を所くは一部損壊と証明された被災住宅

する方を除く) する方を除く)

○市内にある被災住宅の補修、建設又○市内にある被災住宅の補修、建設又は購入及び被災宅地の復旧を行う方機構、民間金融機関から融資を受けた方

○市税及び税外収入金を滞納していな

【申込方法】

ださい。都市建設課(玉造庁舎)に提出してく都市建設課(玉造庁舎)に提出してく

※個人で用意していただく書類

○資金借入れの契約書(利率が明記さ

○借入金の償還表(返済予定表)写し○個人金の償還表(返済予定表)写し

○り災証明書 (売買契約書) 写し

【申込期限】 平成28年12月28日(月)※詳細については、お問い合わせください。

資の実行を受けた者)(ただし、平成28年3月31日までに融

※1年間延長になりました。

わが家の耐震性を

確認しませんか

都市建設課(玉造庁舎

します。 を実施しますので、事業希望者を募集 ただくための『耐震診断士派遣事業 既存木造住宅の耐震性を確認してい

被害程度を診断するものではありませ んので、ご注意ください。 東日本大震災で被害を受けた住宅の

【診断概要】

ありません。 判定してもらいます。診断後、 断を行い、耐震補強が必要かどうかを 強の工事や精密診断を強制することは し、目視や聞き取りによる一般耐震診 茨城県木造住宅耐震診断士を派遣 耐震補

【対象住宅】

われているもの 合は、 面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場 木造住宅で、階数が2階以下、延べ床 昭和5年5月31日以前に着工された 面積の半分以上が住宅として使

税外収入金を滞納していない方 「対象住宅」の所有者で、市税及び

> 【募集件数】 3 件 (先着順。 定数に達

した時点で締め切り

(申込方法) 【調査費用】

都市建設課(玉造庁舎)に提出 【申込期限】 所定の申込書に必要事項を記入し、 平成27年8月31日 月

〈注意事項〉

りません。 では、業者等のあっせんをすることはあ 借りたセールスにご注意ください。 耐震診断」や 「耐震改修」に名を 市

耐震改修工事費の補助について 木造住宅の耐震改修設計

都市建設課(玉造庁舎

ます。 震改修設計・工事費用の一部を補助し 木造住宅の耐震性を高めるための耐

ので、ご注意ください。 補修を対象としたものではありません 東日本大震災で被害を受けた住宅の

【補助金の額】

○耐震改修設計費用の3分の1 (限度額10万円

○耐震改修工事費用の3分の1 (限度額30万円)

【補助対象工事】

○市への申請手続きをする前に契約を ○耐震改修設計及び耐震改修工事 行った場合は補助対象となりません

【対象住宅】

ので、ご注意ください。

○昭和5年5月31日以前に着工された して使われているもの の場合は、面積の半分以上が住宅と 床面積が30㎡以上のもの。併用住宅 木造住宅で、階数が2階以下、延べ

○一般耐震診断の結果、上部構造評点 となること。 るもの。また、耐震改修設計及び耐 増加後の上部構造評点が1. 造評点が0.3以上増加し、 震改修工事を実施することで上部構 が1.0未満であることが証明され 0 以上 かつ、

※上部構造評点とは、建物の地震に対 する強さを表す数値です。

【対象者】

○ 「対象住宅」の所有者で、自己が居 ○市税及び税外収入金を滞納していな い方 震改修工事を実施する方 住するために耐震改修設計または耐

工事ともに各3件(先着順。 【募集件数】 耐震改修設計・耐震改修 定数に達

> した時点で締め切り) (申込方法)

都市建設課(玉造庁舎)に提出。 (申込期限) 所定の申込書に必要事項を記入し、 平成27年8月31日 (月)

上下水道料金の納入について 「納期限内にお支払いください)

水道課 (泉配水場)

20299 (55) 1108

きますので、納期限までにお支払いい り検針月の翌月に請求させていただ ただきますようお願いいたします。 上下水道料金については、検針によ

成7年5月請求分から)ので、十分ご 際には、料金とは別に、一通につき 状を発行することになります。その 注意ください。 100円の手数料が加算されます(平 納期限内に納入がない場合は、督促

【問い合わせ】

水道課(泉配水場)

行方市水道お客様センター **3**0299 - 55 - 1108

20299 - 35 - 6550



地域活性化フォーラム 参加者募集中!

「できないを できる! に変える」

元スーパー公務員(元小樽市職員)で、地域活性化の 伝道師といわれる東京農業大学教授の木村俊昭氏を迎え て、地域活性化フォーラムを開催します。

産業・歴史・文化を掘り起し、研きをかけ、地域から 世界に向けて発信するキラリと光るまちづくりを実践し ていきましょう。

■日 時 6月24日(水) 午後7時~

■場 所 麻生公民館 大ホール

- ●入場無料(定員250名)
- ●申込締切 6月19日(金)
- ●申込方法 電話にて下記までお申し込み ください。

【問い合わせ】総合戦略課(麻生庁舎)

☎ 0299-72-0811 FAX 0299-72-1537

E-mail: name-sousen@city.namegata.lg.jp



◆講師紹介◆ 木村 俊昭(きむら としあき)氏

2006年から内閣官房・内閣府企画官(地域活性化担当)として地域再生策の策定、地域再生制度の事前・事後評価、全国大学での「地域活性化システム論」講座の開講、政府広報活動のほか、地域再生に関する調査研究を担当。

2009 年から農林水産省大臣企画官として、地域の担い手の養成、地域ビジネスの創出、地域と大学との連携、農商工連携、6次産業化などを担当。現在は東京農業大学教授として、大学講義や全国各地年間100箇所以上で講演・現地アドバイスを実施中。

公益社団法人日本青年会議所褒賞委員・アドバイザー兼地域プロデューサー育成塾塾長。NHK番組プロフェショナル『仕事の流儀 公務員 木村俊昭の仕事』(NHKから DVD 発刊) ほかに出演。

税金

のお知らせ

今月の税金

○市・県民税 第1期 納付期限(口座振替日) は6月30日です。

市税未納者には滞納処分を行います

市では、市税の納期限を過ぎても未納のままの滞納者に、督促状や催告 書を送付し納税を促しています。それでも納付しない場合には、積極的に 滞納処分を行います。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、やむを得ず 財産(不動産、動産、預貯金、給与など)を差し押さえて、公売や取り立 ての後に未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納付できない場合や、督促状・催告書が届いたと きは、お早めにご連絡・ご相談ください。

インターネットで公金支払いができます! YAHOO! 公金支払い

行方市では、インターネットから税金が納付できる「ヤフー公金支払い」制度を導入しました。

6月は市・県民税が納付可能です。6月中旬に納税義務者に届く納税通知書の「クレジット納付用番号」と指定の「クレジットカード」をご用意すれば、パソコン又は携帯電話、スマートフォンから24時間納付ができます。また、分割払いやリボ払いも可能な上、カード会社のポイントも貯まります。さらに、Tポイントが税金の一部として使えます。この機会に、ぜひご利用ください。詳しくはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

※口座振替を継続中の方は利用できませんが、口座振替廃止手続きをした後であれば利用することができます。 ※納付金額により、決済手数料(自己負担)が加算されます。

問い合わせ 収納対策課(麻生庁舎) 🕿 0299-72-0811

国民年金保険料の免除制度があります

【問】水戸南年金事務所 Tel 029-227-3251 国保年金課(玉造庁舎)Tel 0299-55-0111

所得が少ないときや失業等により、保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が 免除される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除又は 一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30 歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

※付加年金又は国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が 遅れると、万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してくださ

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未 納		
老齢・障害・遺族基礎年金 の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (※注2)	含まれる	含まれない		
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる (※注1)	含まれる (※注1・2)	含まれない	含まれない		

(※注1)保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります(平成 21 年4月以降の免除期間)。

- ●全額免除の場合…2分の1
 ●4分の3免除の場合…8分の5
- ●半額免除の場合…4分の3
- ●4分の1免除の場合…8分の7

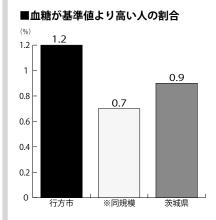
(※注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

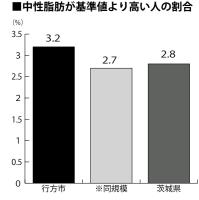
***************** シリーズ 国民健康保険

特定健診で生活習慣病を 防ぎましょう

生活習慣病は、その名のとおり「不摂生な生活習慣」によって引き起こされる病気です。自覚することが少なく、 知らないうちに内臓脂肪の蓄積によって「肥満」を招き、さらに**高血糖・高血圧・脂質異常**が重なり、メタボ状 態となり、**動脈硬化が急激に進行**します。その結果、重症化し、死亡リスクの高い心臓病や脳卒中といった循環 器病(障害や寝たきりの原因)、糖尿病の合併症(失明や腎不全)の大きな原因となっています。

特定健診は、メタボや生活習慣病の早期発見により、日頃の生活習慣の改善が必要なのか、また医療機関を受 診すべきかを知ることができます。病気を未然に防げれば医療費の軽減につながり、家計の負担も少なくなります。





は、生活習慣病等一人当たりの医療費が 違います (平成 25 年度総計) (円) 6000 5.317 5000 4000 3000 2.186 2000 1000

■健診を受けている人と受けていない人で

※特定健診の結果から、行方市は、血糖や脂質が高い人が同規模の市町村や県と比べて多いといえます。